特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

平成29年11月7日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	国民年金に関する事務							
②事務の概要	国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 (1)国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 (2)年金受給に伴う裁定請求 (3)国民年金保険料の免除等申請 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。							
③システムの名称	国民年金システム、統合宛名システム、中間サーバー							
2. 特定個人情報ファイル:	11							
国民年金システムファイル、統	:合宛名ファイル							
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番31							
4. 情報提供ネットワークシ								
①実施の有無	<選択肢>							
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番48、50 【情報照会】なし							
5. 評価実施機関における担当部署								

②所属長 町民課長 山田一夫

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)</mark>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 对象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か		29年11月1日 時点					
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
		平成29年11月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月16日	評価実施期間における担当部 <u>署</u> IIしきい値判断項目内	町民課長 後藤光弘	町民課長 山田一夫	事後	
平成29年11月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	平成26年12月31日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	